

20	都市整備局	街並み景観づくり制度
事業概要	<p>「街並み景観づくり制度」は、景観形成上重要な地区を街並み景観重点地区として指定し、地域の主体性に基づき、一体的な街並み景観づくりを進めることを目的としている。</p> <p>地域の住民等による協議会が、景観づくりの専門家である街並みデザイナーの支援を受け、地域のルールである「街並み景観ガイドライン」を定めて、街並み景観づくりを進めていく。</p>	
これまでの経過	<p>平成13年10月 「東京の新しい都市づくりビジョン」の中で、街並みデザイナー制度の創設が位置づけられる</p> <p>平成15年3月 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」公布</p> <p>平成16年3月 街並み景観重点地区を6地区指定（赤坂九丁目地区、豊洲二・三丁目地区、豊洲五丁目地区、豊洲六丁目地区、常盤台一・二丁目地区、柴又帝釈天周辺地区）</p> <p>平成16年5月 街並み景観重点地区を1地区指定（大手町・丸の内・有楽町地区）</p> <p>平成16年6月 街並みデザイナー派遣開始（常盤台一・二丁目地区、以後他2地区に派遣）</p> <p>平成17年3月 街並み景観重点地区を1地区指定（汐留西地区）</p> <p>平成18年2月 街並み景観重点地区を1地区指定（大橋一丁目周辺地区）</p> <p>平成18年3月 街並みデザイナー派遣開始（大橋一丁目周辺地区）</p> <p>平成19年5月 街並み景観重点地区を1地区指定（日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区）</p> <p>平成25年8月 街並み景観重点地区の区域を変更（日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区）</p>	
現在の進行状況	<p>街並み景観ガイドラインを承認した地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常盤台一・二丁目地区（平成19年11月20日）</li> <li>・ 赤坂九丁目地区（平成19年11月20日）</li> <li>・ 柴又帝釈天周辺地区（平成20年2月20日）</li> <li>・ 汐留西地区（平成20年6月30日）</li> <li>・ 日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区（平成26年8月29日）</li> </ul>	
今後の見通し	<p>地域におけるまちづくりの機運が高まるなど、実効ある街並み景観づくりを進めるための条件が備わった地区を街並み景観重点地区に指定する。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	電話 03-5388-3265